

障害児者への支援体制について（公表）

豊橋市社会福祉協議会東部障害者相談支援事業所では「要医療児者支援体制加算」「精神障害者支援体制加算」の対象となる研修を修了した相談支援専門員を配置しましたので公表します。

1. 要医療児者支援体制加算

重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、定められた研修を修了した相談支援専門員を配置しています。

対象となる研修名及び研修を修了した相談支援専門員氏名

対象となる研修名	相談支援専門員氏名
愛知県医療的ケア児等コーディネーター養成研修	鈴木 則子

2. 精神障害者支援体制加算

精神科病院等に入院する精神障害者の方や、地域において単身生活等をする精神障害者の方に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、定められた研修を修了した相談支援専門員を配置しています。

対象となる研修名及び研修を修了した相談支援専門員氏名

対象となる研修名	相談支援専門員氏名
精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援法等に関する研修	彦坂 里加